議案第12号

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則の 一部改正について

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する 規則を定めることについて、次のとおり提案する

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会 教育長 市 場 一 也

1 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により被保険者証の発行が廃止となり、 東広島市指定重要文化財旧石井家住宅窓口において後期高齢者医療保険者証の現物 確認ができなくなるため、運用方法を年齢確認に変更する必要がある。

また、現行の規定では、市立小中学校の引率者のみ入館料を免除しているが、学習機会の拡大を図るため、保育所、幼稚園、市外及び私立小中学校、高等学校その他教育機関における引率者についても入館料を免除する。

以上のことから、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和7年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属 する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例(平成9年条例第2号) 第9条 この条例に定めるもののほか、旧石井家住宅の管理運営に関し必要な事項 は、教育委員会が規則で定める。 東広島市教育委員会規則第 号

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 市 場 一 也

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

東広島市指定重要文化財石井家住宅設置及び管理条例施行規則(平成9年東広島市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証の交付を受けた者、」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育機関の園児、児童又は生徒が保育又は教育の一環として入館する場合における当該園児、児童又は生徒を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者第4条第1項に次の1号を加える。
- (4) 75歳以上の者
- 第4条第3項中「前2項」を「第1項第1号又は前項」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市指定重要文化財旧石井家住宅設置及び管理条例施行規則(平成9年教育委員会規則第2号)新旧対照表

果広島巾指走里安人化財印石升家住宅設直及び官理采例施行規則(平成9年教育安員会規則第2亏)新印列思衣	
新	旧
(入館料の免除)	(入館料の免除)
第4条 条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料	第4条 条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、入館率
を免除する。	を免除する。
(1) (略)	(1) (略)
(2)	(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3
	項の被保険者証の交付を受けた者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第28
83号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育	
手帳制度について(昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通	
達)に基づき療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関	
する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害	
者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、当該書類を提示した者及びこれらの	
者を介護する者で教育委員会が必要と認めるもの	者を介護する者で教育委員会が必要と認めるもの
(3) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校、若しくは高等学校その他これらに類す	
る教育機関の園児、児童又は生徒が保育又は教育の一環として入館する場合に	<u>徒を引率する者</u>
おける当該園児、児童又は生徒を引率する保育士、教職員その他これらの者に	
<u>準ずる者</u>	
<u>(4)</u> <u>75歳以上の者</u>	
2 (略)	2 (略)
3 第1項第1号又は前項の規定により入館料の免除を受けようとする者は、東広	
島市指定重要文化財旧石井家住宅入館料免除申請書(別記様式第1号)を教育長	1
に提出しなければならない。	に提出しなければならない。
4 (略)	4 (略)